

部落解放研究所おしらせ：第七回全国部落解放研究者集会より

人権・行政部門会議（報告）

人権・行政部門の報告を行います。参加者は五七名でした。いくつかの柱をもうけて、部門別会議を行ったのですが、一つは一日目のシンポジウムでもありました。実態調査についての質疑、意見交換です。ここで指摘されたのは、やはり過去二十数年間のとりくみによって一定の改善はすすんできているが、環境面も含め生活、就労、健康などの面では今なお深刻な実態が全国的に存在しているのではないかとということ。そして問題は、これをより一層、地域的な特徴や課題別によって掘り下げていく作業を進めていくことが、部落解

放基本法制定のためにも必要であるということが指摘されました。

二点目に、部落解放基本法についての報告を部落解放研究所の友永より、一つは今年五月に部落解放基本法要求国民運動中央実行委員会より出された部落解放基本法案の特徴、また検討委段階からの発展を明らかにするという観点から、もう一つは、それに対する日本共産党や全解連の「批判」を検討するという観点で行ないました。その「批判」が集約されている『解放の道』の主張を簡単に紹介しますと、一つは部落解放基本法は部落差別の固定化につながる

必要であるという意見がある一方で、今度法律が切れたらどのような対応を「全解連」としては基本的にとるのかについては、「全解連」の大会の中でも提案はされていますが、その中身は三年から五年の延長ということですが、結論は出ておらず逆に「全解連」の中では「法はいらない」という意見も出てきていますし、意見の分岐がおこっています。

そういう意味で、改めて今の実態を直視して、法を打ち切っていくとする危険性が強いわけですから、これに対して実態を基礎にしてどうしていくのかという観点から広く論議をまきおこし、「基本法」制定運動を強めていく必要があります。この点が特に大きな論点ではないかということを確認しました。

さらに、同じく「基本法」について学者、研究者の中からおこっている論議について、香川大学の高野氏から、「基本法」をめぐる論議の紹介なり、それに対する考え方を報告してもらいました。とりわけ「基本法」制定の意義について、憲法を具体化したものであり、単に期限切れ後の対

応ということではなく、部落完全解放への道すじを明らかにし、これを今日の段階で明らかにする、という点で制定の意義を考えていく必要があるということでした。逆にいえば、これが反動の一番弱い環であるという報告がありました。

この「基本法」について出された論議としては、一つは「基本法」という時に現代社会の中の法のあり方を見直す必要があるのではないかとということ、二つめは、まだまだ「答申」「特措法」を知らない人も多いという現状に対して啓発の強化が必要であるということ、三つめは、全体の民主主義という観点からみれば、部落解放運動の成果を波及させる必要があるということ、四つめは、法案に関して、一条の「目的」については格調の高さから、より具体的な内容を盛りこんだ方がよいのではないかと、といった意見が出されました。

「部落差別調査等規制条例」については、これに対する批判を松本氏にまごめてもらいました。批判の内容は憲法によって部落差別の基盤がいまなくなっているのです、新たな法律はいらないのではないかと、啓

のではないかと、また基本的に差別が解消しているなかで、それに逆行するものであるとする点です。また、部落解放基本法は事業を肥大化させ、「逆差別」を固定化する。さらに規制法については、それが部落解放同盟の最大のねらいであり、人民を主敵とする部落排外主義であるとする点等です。

これらに対する反批判がなされたわけですが、その中で強く感じましたのは、現在の「臨調・行革」軍事大園化路線の下で全体的な人権の抑制がなされ、その中で部落の実態も高校進学率の推移など、悪化している状況が生まれているにも関わらず、「差別は解消しつつある」とか「部落解放基本法はいらない」などとすることは悪化しつつある、反動化しつつある情勢の進行に手を貸すものになっているということ。それと、「基本法」については反対だ、不

発で十分であり、現行法で対応できるものであり、あるいはプライバシー保護の観点で対応すべきであり、部落差別だけをとり上げるべきではないという意見、また、後半に出てきたものとしては、構成要件が不明確であり、出版の自由を侵害するものがあり、知事の権限を拡大するものであり、そういった点で憲法違反であるという意見です。

しかし、この「憲法違反」については、刑罰の構成要件は「同和」地区住民であると報告する行為であり、不明確さは一切ありません。そして、それはすぐに刑罰になるのではなく、指示に対して違反した場合に営業停止がなされ、それにも違反したかたなり悪質な場合にのみ罰則がかかるということ。いずれにしても構成要件は不明確ではありません。また、出版の自由を侵害するという点についても、濫用してはならないという規定は憲法の中にもあり、自ずと出版の自由とは異質の問題だというような反批判を行ないました。そして、特に強調されていたのは、こうした条例は、どれだけ活用されるか、つまり逆に言えば

死文化させられないかが重要であるということ。と、この場合は、これまでの労基法なり公害関係のさまざまな法律のようにならないようにしなければならぬということ。そういう視点が、この条例をみていく上で重要なのではないか、国民の権利を守るものについてはなかなか活用されない、死文化させられていく可能性がありますが、その点、この条例を広く宣伝して、活用していく、それがこの条例で

教育・地域部門会議（報告）

（報告・中村清二 文責・編集部）

教育・地域部門会議は、四五名の参加者

で二つの研究報告をもとに論議を行ないました。一つ目は部落解放研究所副理事長の鈴木祥蔵先生から、「臨教審の動向と解放教育の課題」のテーマで、最近出された臨教審第一次答申をどう受けとめるのか、という点についての報告。鈴木報告では、臨教審の第一次答申では教育荒廃に関する正しい分析はなく、原因の究明も行なわれて

番大切な点ではないかということ。です。

そして、意見発表の中では、大阪という限られた所での条例ですけれども、実際の波及効果は大きいのではないかと、あるいは、この条例は最終的には部落差別だけに限定されたものであったわけですが、これを出発点として、ブライバシー保護に向けて発展させていく必要があるのではないかと、いった論議がなされました。

いない点が指摘されました。

今日の教育荒廃を生み出してきた歴史的背景を考えた場合、一九六三年の経済審議会答申の「人的能力開発政策」により、高度経済成長長期を担う人づくりをすすめるため能力主義や教育における多様化、エリート養成というものを至上命令として持ち込んだ結果が子どもたちの間に、受験競争といわれる過激な競争主義をもたらした。

特に我が国で公教育理論の整備が始まったのは七十年代に入って教育法学という分野が確立してからです。また充分に行なわれていない中で、解放教育読本『にんげん』の配布や学校と地域と家庭との連携など解放教育運動がこれまで追求し実現してきたものの理論化をとりわけ教育の公共性、公教育、無償化という点からすすめる必要があるということが強調されました。

討論の中で明らかになってきたのは、特に臨教審を許してきた民主陣営の弱さを考えた場合、とりわけ理論面では、臨教審のいう教育自由化論について実は日教組、またそれを支える学者達も同じ枠の中にあることが指摘されました。また運動の面からいえば、日教組の側では父母、国民との連帯ということは言うが、どのような父母と連帯するのかがあいまいです。すなわち、差別にあえぐ子ども達、被差別の立場に立つ子ども達を中心にする、差別と闘う親た

それが今日の教育荒廃を生み出したことを我々は、はっきりとさせなければならぬと指摘されました。教育の原則というものは、人類の持つ最良のものを子ども達に与えることにあるが、高度経済成長政策の中で、子ども達から遊び場であり、仲間とのふれあいの場であった自然が奪われ、同時に共同体が崩壊し、とりわけ都市への人口移動によって核家族化、カギっ子が増えていき、さらには、働きバチといわれるような父親の「夜の訪問者」化という家庭崩壊をも招いた。このように自然を奪い、共同体を崩壊させ、家庭をも破壊した元凶が、高度経済成長とその根幹の人づくりであることをはっきりさせなければならぬということ。です。

次に、臨教審第一次答申ではどのような教育改革の方向が出されているかを検討しました。

一つは、従来の教育政策の誤りを正すことなく、「個性尊重」という名の下に、より一層の競争主義と多様化を持ち込むことです。従来は、子どもレベルでの競争であったのが、今後は教師間、学校間にも及びちと連帯するということがはっきりしていないため、運動も非常に抽象的なものになるわけです。これを考えた時にも、解放教育運動が提起してきた被差別の立場にある最もしんどい立場にある子ども達の教育の完全保障という原則と実践は非常に大きな意味を持ちます。そういう意味で、解放教育の思想と実践の宣伝ということが今後、大きな課題にしようということが言われました。

次に、愛国心に関わっては、第一次答申ではあまり強調されていません。しかし、その事は第二次答申では本格的に出されてくるということを示しています。いわば第二次答申に向けての地ならしがこの時期になされるといえることです。従って、第二次答申が出る以前に、その芽のうちにしっかりとした批判をする必要があることが強調されました。

次に二つ目の報告として、「学力保障と解放教育の課題」というテーマで大阪教育大学の森実氏の方から報告を受けました。その中では、まず諸外国、欧米における学力及び生活実態調査の研究動向の紹介と理

学校間格差を拡大させるということ。そのため、教育のイデオロギーとして教育を私的なものとする受益者負担主義を強調し、それは一方で教育の中に塾や予備校といった教育産業をいかに組み入れるかです。これにより、教育に対する国家財政支出を減らすというねらいがあります。

そこで、臨教審に真に対決するにはやはり我々が進めてきた解放教育運動の持つ思想と実践を、今日の時点において改めて強調すべきではないかということ。昨年は大阪においては、第二次解放教育計画検討委員会がつくられ、『地域からの教育計画』という本にまとめました。その中には、特に理論的側面から今後、重要だとされたのは、教育の無償化の問題です。解放教育運動は、教育を社会的な権利としてとらえるところから出発し、そこから教育の機会均等についても、それは単に形式をととのえるだけのことではなく、生きる権利、人間としての能力を最大限高めること、被差別の立場にある子ども達の教育の保障としてとらえてきました。そのように社会権として教育をとらえ、その大きな柱

在、大阪でとりくんでいる学力調査の趣旨、ねらいについて、またそれと関わっていくつかの類似する調査で明らかになった点について報告がありました。

欧米における研究動向については、六十年以降アメリカやヨーロッパで研究が活発に行なわれてきたのですが、最初は学校を通じて社会移動についての論議が盛んで、これは、「教育がしつかりと保障されれば、どのような階層からも立身出世が可能だ」という非常に明るい展望を描いたものでした。しかし、すぐにそれに対して、形式的平等を保障するだけでは、所得格差などによって進学率の差などが歴然としてくる。また逆に格差が開いてくるという反論が出て、そこから「学校無力論」や「学校は不平等を再生産する基盤を持っていく」といった論が台頭してきます。そのような論議を経て、七十年代後半には、「学校教育を経て社会変革を実現する、真の平等を実現することもできるのだ」という論議が生まれ、研究が深まってきたわけです。そこでは、階層と差別を結びつけてとらえる生活と学力、学校と社会を結びつけ

てとらえる方法論が確立しているわけですが。

残念ながら我が国の学力及び生活調査の現状をみたときに、そのような方法論は確立していないことが指摘されました。その意味で、今回予定している大阪の学力調査の中では、そのような観点をとりこんで、学習や生活実態の解明、低学力の構造的分析をしていきたいという報告でした。また類似の調査として大阪のA市の実態調査等が明らかになったのですが、時間の都合により割合します。

討議の中で出された意見としては、特に学力保障及び生活実態調査に関わって、今までもいくつか調査があったのですが、その結論は現象を指摘するだけであり、ただちに生活のみだれが学力の弱さにつながっているかと結論して生活点検表のとりくみに短絡的につなげるというふうになっていったのではないかと、すなわち現象を深く分析することができていないことについて、どう克服するのか、また社会的立場の自覚というとき、それはまだまだ抽象的であって、どのようなきっかけからいかなる教育的方

法で行なうのかという具体的解明はなされていず、これをどうするかという提起もありました。あるいは生活と学力の結びつきを解明を教育現場との連携の下に構造的に行なっていく必要があることも言われました。かつて教育現場では、動評反対闘争や学力テスト反対闘争の経験もあり、自らの教育実践を自らの手で自己評価するという原則がありますが、それがあまりすめられていないことが、今日の低学力の構造的解明が進んでいないことの原因になっているのではないだろうか、自己評価できない部分は研究者との共同作業として行なっていくべきではないかという問題提起でした。

時間の関係で十分までとめられませんが、以上で終わります。

(報告・前川実 文責・編集部)

歴史・理論部門会議(報告)

歴史・理論部門では、二つの報告と一つの補足の報告を行いました。

まず補足の報告として、事務局の渡辺から『部落解放研究』四五号にのせました論文の簡単な紹介を行いました。今日、「国民的融合論」はいろいろな矛盾をはらんできています。基本的には部落差別は封建遺制の残りのものとしていますが、現実の部落の実態や行政の後退をみたとき、そう簡単に明日にでも解放が実現するとはいえないという認識が出てきたことの反映だろうと思います。

最近、全解連の大会で討論に付されました「二世紀をめざす部落解放の基本方向(案)」という文書を読みますと、これまで以上に独占資本の支配というのが強調されています。例えば部落差別は封建的身分差別の残りのものだといながら、一方では独占資本の支配と収奪を受けている被抑圧階

級であるということを強調しています。またこの文書には「要求と行動」という項目があるわけですが、差別に関する要求と並んで、あるいはそれ以上に一般的、抽象的な階級的な要求が並べられています。これは一面で解消論的な危険な傾向でもありますが、これまでの「国民的融合論」とは全く矛盾した論理を展開していることになりました。

戦後の部落史という点から見ると、馬原氏が何本か論文を書いています。それには部落解放は反独占の課題であるとはいってありますが、それは必ずしも独占が差別を残しているという意味で明確にしているわけではなく、部落差別の解消を独占が妨げているというニュアンスで反独占を提起しているわけです。反独占ということでは従来の融合論よりも前進ですが、本当に反独占の闘いがどんな意義があるのかということでは

明確になっていません。戦後の部落の歴史・解放運動の評価は今日の解放運動の評価や部落解放の展望と深く関わっています。そういう意味で、これからも融合論との論争はさらに続くと思えます。これについて今の時点での整理をさせていただきます。

このように、融合論は封建遺制としてとらえているわけで、最近では戦前の日本資本主義との関係にはほとんどふれない、というのが基本的な特徴です。したがって、一つめの報告は、小林先生から「日本資本主義下の部落」のテーマで、紡績・マッチ・採炭業などについて統計を利用して報告していただきました。紡績は、横山源之助の本にもあるように、部落民が採用されることに對してストライキがおこったと言われています。また、水平社の時代にも部落出身の女工に対する差別発言もおこったということもありました。紡績における部落の労働力がかなり使われていたことがわかります。

さらに、マッチは神戸の番町を中心に部落の関わりが深いのですが、マッチの労働

現場は大変危険であり、労働条件が悪かったわけです。そういう仕事で、部落の安い労働力を利用し、操業していくと今度はその仕事をめざして部落へ大量の人口が流入し、大きくなっていくという近世にはみられない近代特有の部落の姿を示しているといふことです。

また、採炭業においては、当初は囚人労働が使われるわけですが、発展とともに多くの部落の労働力が使われ、新しく部落ができてくるころもあるわけです。

補足として、日本の帝国主義的な侵略と部落という問題です。日本は早くから朝鮮やアジアに侵略を始めていくわけですが、その海外への侵略に部落の労働力を使うという発想が早くからありました。そういうところにも部落と日本資本主義発展が関連していることが見えてくるのではないかと、いう報告でした。

二つめの報告として、大賀氏から今日の解放理論の問題についてまとめをいただきました。楠、北原氏によって当初提起された国民的融合論は、その後の大賀氏の批判や内部批判によってかなり修正されてきて

危惧されています。大阪市大の牧先生の話では、壬申戸籍は正倉院の国宝級の文化財の価値があるといふことです。そういうものが虫くいに食われてしまったまになっているわけです。したがってこの保存をしっかりとし、公開を求めていく運動がおこってきたいわけです。

討論の中でも、その必要性は十分納得できず、我々部落の地域史を考える上で、明治の初めの部落の姿をみようと思つと壬申戸籍は一次資料になります。

同時に、今後公開するとすれば、身元調べに悪用される危険性は十分あります。これを防ぎ、なおかつ歴史研究に利用できるような公開のあり方はどういふのがよいか、またそれを保障するためにどういふ条件を満たしていくのかがいふかといふことが、これから具体的に課題になってくるのではないかと考えています。この運動は、超党派の幅広いものになっており、その中で部落問題について十分議論し、今日の差別の実態を訴えながら、我々としてもあるべき利用の道を考えていきたいと思つています。

(報告・渡辺俊雄 文責・編集部)

います。内部批判で一番鋭いのは中川信義氏や河村望氏です。彼らは、国民的融合論の立場に立つといひながら、今日の独占の支配が差別を残している、部落差別は黒人差別やその他と同じく資本主義的差別の一形態であると言っています。これは、実は融合論とまっ向から対立するものです。

こういう批判をうけながら、今日では杉之原氏が唱える国民的融合論が基調になっています。この特徴は、独占の支配を強調する点です。しかし、反独占とは言いがたがたやすくできると思われています。またどういふ方向へ進むかという、独占には反対だが社会主義もいやだという、いわば部落の中の小ブルジョアジーの思想を反映したものであるという紹介でした。

その後の討論で、大賀氏から最近の興味ある議論として、「部落の歴史」は近代からときおこすべきで、近世はいわば部落の前身あるいはエタ・非人の歴史であるという意見が、共産党系の研究者からも出てきているという意見がだされました。

また、「身分」は国民的融合論によれば、封建時代の属性なのであり、明治以

降、資本主義社会に身分が残るはずがないという命題になっているのですが、これに對して、そうではない、身分は必ずしも封建時代に特有のものではない、あるいは、部落差別も封建的な身分差別とはかりはいえないという意見が出されてきているという報告がありました。

ということで、歴史・理論の討論は約四〇名の参加で終えましたが、分科会のもとに、壬申戸籍の学術的利用を求める動きについて論議しました。大阪歴史学会を中心におこってきているのですが、これについて我々としてはどう考えるのかということも議論しました。壬申戸籍は一九六八年に差別的な身元調べに使われているということとで糾弾され、現在は大阪では法務局に保管されていますが、その後の歴史研究の進展を反映して、壬申戸籍を研究上利用したいという声も、部落史を含めて歴史関係者から大きくあがってきました。もう一つは、封印されて一七年間たつわけですが、一七年間中干しも何もされていません。そのため、和紙で作られている壬申戸籍に相当の破損が進んでいるだろうということも

一九八四年部落実態調査報告 ③

京都大学研修員 石元清英

イギリスはきもの製造業の現状と対策 II

関西大学教授 鶴嶋雪嶺

聞き書き

部落解放の人たち ⑤

(話し手) 中家秀造・岡本 隆・浅田久平・南岡政吉
(聞き手) 関西大学教授 田宮 武

ひよつご

部落解放

19

A5判・季刊・1000円

三木調査を終えて (7)

関西学院大学研究員 日野謙一

兵庫県の解放運動と前田平一 I

直原弘道

親鸞の解放運動論 ⑤

望月廣二

この頃思つて／海外ノート／書評／県内情報

兵庫部落解放研究所

〒650 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26西北神ビル7階
TEL. 078-332-0825 郵便振替：神戸2-22433
銀行口座：太陽神戸銀行県庁出張所 (普) 3036147